

株式会社の社外役員で構成される調査委員会作成に係る調査報告書が民事訴訟法220条4号ニいう「自己利用文書」に該当しないとされた事例

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和1年7月3日

【事件番号】 令和1年(ラ)第620号

【事件名】 文書提出命令申立についてした決定に対する抗告事件

【裁判結果】 抗告棄却

【参照法令】 民事訴訟法220条4号ニ

【掲載誌】 判時2442号71頁、判タ1466号96頁、金判1574号8頁、金法2129号72頁

◆ LEX/DB 文献番号 25563340

愛知大学教授 吉垣 実

事実の概要

大手ハウスメーカーZ（抗告人・原審相手方・基本事件補助参加人）は、分譲マンション用地の購入に際し、いわゆる地面師詐欺に遭って売買代金名下に55億5900万円を騙取された（以下、「本件詐欺被害」という）。Zの株主X（相手方・原審申立人・基本事件原告）がこれに関し、当時の取締役2名Y₁およびY₂（以下、「Yら」という）を被告としてZへの損害賠償を求めた（株主代表訴訟、基本事件）。

本件は、Xが、Zにおいて所持する本件詐欺被害に関する複数の文書につき文書提出命令の申立てをした事件であり、Zの社外役員で構成される「調査対策委員会」（原決定にいう「社外委員会」、本決定にいう「本件委員会」である）作成に係る調査報告書（以下、「本件調査報告書」という）はその一部である。本件調査報告書についてXが主張する文書提出義務の原因は民訴法220条1号および4号であった。これに対し、Zは、同号4号ニ所定の文書（原決定にいう「自己使用文書」、本決定にいう「自己利用文書」であるが、以下、「自己利用文書」という）に該当する旨主張して文書提出義務を争った。

原決定（大阪地決平31・4・15金法2129号76頁）は、一見記録に基づき、①Zの取締役決議による「社外委員会」の暫定発足、②平成29年8月2日付け「分譲マンション用地の購入に関する取引事故につきまして」と題するプレスリリース、③同年9月7日付け「分譲マンション用地の取引事故に

関する調査対策委員会の設置について」と題するプレスリリースにおける同日の取締役会決議による「社外委員会」の正式発足の公表等、④社外委員会の平成29年11月20日開催のZの取締役会における口頭報告のほか、平成30年1月24日開催のZの取締役会に対する本件調査報告書の提出、⑤同取締役会後のZの代表取締役会長Aの全国紙の新聞記者からの取材に応じた結果（本件調査報告書の内容の一部の記載等を明らかにしている）の全国的な報道、⑥平成30年3月6日付けの「分譲マンション用地の取引事故に関する経緯概要等のご報告」（以下、「⑥文書」という）と題するプレスリリースにおける本件調査報告書の受領の事実と本件詐欺被害に関する経緯概要や再発防止策等の公表といった事実認定を踏まえ、「本件調査報告書は、上記の作成利用経緯をみる限り、専ら補助参加人役員らの内部資料の趣旨で作成されたものであるとは到底いえず、少なくとも、株主その他Zのステークホルダーに対する何らかの開示が予定されていたものであったと認められる。したがって、本件調査報告書は民訴法220条4号ニ所定の除外事由に該当しないと認めるのが相当であって、他に同号所定の各除外事由の存在をうかがわせる事情は見当たらない」と判断した。Zはこの決定を不服として即時抗告をした。

抗告理由は、最決平11・11・12（民集53巻8号1787頁。以下、「平成11年決定」という）が示した自己利用文書の要件に依拠している。外部非開示性について、本件調査報告書は法令上の義務に基づいて作成されたものではなく、それ自体を

第三者に開示することは予定されていなかったこと、⑥文書は本件調査報告書それ自体の公表とは性質を異にするものであり、また、本件調査報告書の内容とも異なる。不利益性について、原決定は何ら判示をしていないが、本件調査報告書の内容はプライバシー情報に該当するものであり、また、本件調査報告書の内容が第三者に明らかになれば、本件担当者が社会生活を営むに当たり著しい支障が生じる可能性がある。特段の事情について、XとYを同一視できるような例外的事情はなく、また、本件調査報告書を開示しても例外的に法人の意思形成の自由やプライバシーを害さない事由がある場合に該当しないと述べた。

決定の要旨

抗告棄却。

本決定は、平成11年決定を参照し、「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は自己利用文書に当たると解される」との見地に立ち、その当て嵌めとして、イン・カメラ手続（民訴法223条6項）が採用されて抗告審に提示された本件調査報告書に基づき、(1)本件委員会の構成員、(2)本件委員会の目的、(3)本件委員会による資料収集および調査活動の実際、(4)本件調査報告書の形状・体裁・分量、(5)本件調査報告書の記載内容について詳細な事実認定をした上で、次のように述べた。

本件調査報告書は、「関係者の発言あるいは関係者による論争を赤裸々に記録した文書ではなく、会社（Z）の組織としての意思決定や行動のあり方の問題点を客観的に指摘するものであって、正に、本件委員会の目的に適った内容となっている。

本件調査報告書が上記のようなものである上、Zの代表取締役会長であったAが、平成30年3月6日、報道関係者に対し、A版用紙3枚にま

とめた本件調査報告書の概要を公表した事実（この事実は記録から明らかである。）に照らせば、本件調査報告書が、外部の者に開示することがおよそ予定されていなかった文書であると断定することは困難である。

また、本件調査報告書中の東京マンション事業部営業次長を非難する部分は同人に手厳しいものではあるが、本件調査報告書の記載内容は上記(4)及び(5)のようなものであるから、これが開示されれば個人のプライバシーが侵害されるとか、関係者個人の自由な意思形成や抗告人の団体としての自由な意思形成が阻害されるといった不利益が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件調査報告書は自己利用文書に該当するとは認められない。」

判例の解説

一 本決定と原決定との差異

1 審理および判断過程の違い

本件申立ての争点は、任意に設置された調査対策委員会が作成した本件調査報告書が民訴法220条4号二の自己利用文書に該当するか否かである¹⁾。原決定も本決定も、いずれも本件調査報告書は自己利用文書に該当しないとしているが、その審理および判断過程には違いがみられる。原決定は、「自己利用文書」のリーディング・ケースである平成11年決定を明示的に参照せずに、調査対策委員会作成の調査報告書という類型を踏まえて判断しているのに対し、本決定は、同決定を明示的に参照し、イン・カメラ手続を実施した上で、個別具体的な記載をも勘案しつつ審理判断をしている。

2 平成11年決定との関係

平成11年決定は、外部非開示性、不利益性、特段の事情の不存在という3要件を挙げ、この3つの要件を満たす場合には、自己利用文書に該当するという判断準則を提示した。外部非開示性および不利益性の2要件は、文書の種類に応じた類型的判断であると説明されている²⁾。

原決定は、本件調査報告書の作成利用経緯から、Zの役員らの内部資料の趣旨で作成されたものであるとは到底いえず、少なくとも、株主その他Zのステークホルダーに対する何らかの開示が予定されていたものであると認定している。原決

定について、調査対策委員会作成の調査報告書という類型を踏まえて判断し、外部非開示性を否定したものであるとの指摘がなされている³⁾。前記①ないし⑥の事実から、本件詐欺被害の概要を知ることができる。とくに、⑥文書には、事件経過については捜査上の機密保持への配慮のため、これ以上の詳細説明は差し控える旨の記載があるものの、事件の経緯概要、本件の被害を防止できなかった原因について、本件の責任に関する調査対策委員会の意見および対策提言、再発防止に向けて等の記載がなされており、本件調査報告書の概要が公表されたものとみることができる。本件は、⑤の事実および⑥文書から、本件調査報告書の記載内容を予想することが可能であり、外部非開示性の判断が容易であった事案といえよう。原決定が、平成11年決定を参照しなかった理由として、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」策定後は、調査委員会が作成した調査報告書は一般的に開示されてきたこと⁴⁾、間接事実の積み重ねによって本件調査報告書の内容を推して提出義務の有無を判断することが可能であったこと等が考えられるが、主たる理由は後者であろう。

これに対して、本決定は、平成11年決定を明示的に参照し、イン・カメラ手続の結果を踏まえた上で審理判断している。外部非開示性について、⑥文書が公表されたという原決定の指摘をも考慮し（本決定は⑥文書が本件調査報告書の概要を示したものであることを認定している）、外部者への開示がおよそ予定されていなかったとはいえないとし、不利益性について、本件調査報告書中に特定人を手厳しく非難する部分もあるが、個人のプライバシーの侵害や団体の自由な意思形成が阻害されるとはいえないとして、それぞれの要件を否定している。抗告理由を検討してこれに応えるものであると思われるが、不利益性の要件は傍論的に否定されており⁵⁾、特段の事情についての判断も示されていない。本決定は外部非開示性を認めず提出義務を認めた事案⁶⁾とみることができるが、⑥文書の公表から、その判断は困難ではなかったように思われる。

3 イン・カメラ手続の実施

外部非開示性および不利益性の判断方法としては、文書の種類に応じた類型的判断が基本とされている⁷⁾。文書の個別的記載を問題としないので

あれば、イン・カメラ手続を行う必要はないともいえる。しかし、類型的判断が困難と考えられる場合には、個々の記載内容を問題にすることはでき、その場合には、イン・カメラ審理もあり得るものとされている⁸⁾。

これを本件についてみると、本件調査報告書の作成利用経緯、とくに、⑤の事実および⑥文書の公表等から、外部非開示性についての類型的判断は困難ではなく、かかる要件の不充足を理由として、本件調査報告書の自己利用文書性を否定できたはずである。本件においてイン・カメラ手続は必要なかったように思われるが、それを実施した理由はどこにあるのか。それは、調査報告書に関する自己利用文書の判断基準が確立されているとはいえない実務の現状に配慮したことのみならず、平成11年決定の判断枠組みに従いながらも、個別具体的な記載をも勘案して外部非開示性および不利益性を判断しようと考えたからであろう。これは、イン・カメラ手続を補充的に考える立場⁹⁾とは異なるものである。このような見方が許されるならば、イン・カメラ手続は、自己利用文書の提出義務をめぐる判断方式として大きな意味を持つことになる。類型的判断が困難とは思われない事案であっても、裁判所が要件充足性の判断をより慎重に行いたいと考える場合に、イン・カメラ手続を積極的に実施することを認める議論につながるように思われる。

イン・カメラ手続は、法令上の作成義務がない文書に対して実質的な判断を加味する場合¹⁰⁾、個人のプライバシー、信用情報や法人の営業秘密等の記載を含むかどうかを判断する必要がある場合¹¹⁾に実施されるようである。イン・カメラ手続による証拠調べが今後さらに一般化していくのではないかの予測もなされているところ¹²⁾、本決定もその流れに沿うものであろう。

二 イン・カメラ手続の効用と問題点

民訴法223条6項は、裁判所がイン・カメラ手続において判断できる事項の範囲ないし内容について特段の制限を加えていない。よって、イン・カメラ手続においては、自己利用文書性の3要件の存否について判断を行うことができる¹³⁾。イン・カメラ手続の実施については、受訴裁判所の手続裁量に委ねるべきであろう¹⁴⁾。

もっとも、本決定のように、類型的判断が困難

と考えられない事案において、イン・カメラ手続を実施するとすれば、裁量権の範囲逸脱や濫用に当たるのではないかと批判も予想される。しかし、内部的な意思の形成過程で作成されていない文書を稟議手続に乗せたり稟議書の体裁をとるだけで文書性質に転化される危険性も指摘されている¹⁵⁾。イン・カメラ手続には、真に秘密として保護すべき情報は保護しつつ、秘密とはいえない情報を証拠として訴訟の場に提出させ、より豊富な訴訟資料に基づいて適正な裁判を可能ならしめるという実際の効用があると考えられている¹⁶⁾。除外事由の趣旨・要件を慎重に検討する必要があることを考えれば、イン・カメラ手続を積極的に実施することは肯定されてよいように思われる¹⁷⁾。

イン・カメラ手続については、いくつかの課題も指摘されている¹⁸⁾。本決定において問題となると思われるのは、本件調査報告書に基づく詳細な事実認定をし、これを公表している点である。これは、⑤の事実および⑥文書の公表という事情があったとしても、その是非は問われよう。文書提出命令の申立てを却下する場合はもとより、文書提出命令を発令し得ると判断した場合であっても、当該文書の記載内容を詳細に説示することについては慎重であるべきであろう。文書提出命令を発令した事実審の決定が上級審で取り消され、あるいは破棄される場合もあり得る。この場合には、提出命令によらないで当該文書が提出されたのに等しい結果が残ることになる¹⁹⁾。

三 本決定の意義

本決定は、平成 11 年決定の判断枠組みに従いつつ、イン・カメラ手続を実施した上で、個別具体的な記載をも勘案して審理判断している。イン・カメラ手続を補充的に考えるのではなく、その効用を踏まえて積極的に利用したものとして評価できる。本決定を、平成 11 年決定の判断枠組みに従いながらも、類型的判断が困難と考えられない事案においてイン・カメラ手続を実施したものともみれば、その射程は、調査報告書の自己利用文書性の判断にとどまらず、法令上の作成義務がない場合の内部文書性の判断にも及ぶものと思われる。

●—注

1) 関連判例として、最決平 23・10・4 判時 2164 号 14 頁、

- 東京高決平 15・7・15 判時 1842 号 57 頁がある。法令に基づき設置された調査対策委員会に関する事例として、最決平 16・11・26 民集 58 巻 8 号 2393 頁がある。平成 16 年決定について、法令上の根拠を有する命令に基づく公益的な調査の結果を記載した文書について判示するものであり、企業等で問題が発生した際にその内部で組織される調査委員会の作成した調査報告書に、16 年決定の射程が直接及ぶものではないとの指摘もなされている。中村也寸志「判解」最判解民〔平成 16 年〕766 頁。
- 2) 小野憲一「判解」最判解民〔平成 11 年〕783 頁。
 - 3) 判時 2442 号 72 頁コメント。
 - 4) 上島正道＝高山梢「調査委員会の報告書と文書提出命令」金法 2140 号 (2020 年) 15 頁。
 - 5) 金法 2129 号 74 頁コメント。
 - 6) 外部非開示性を否定した判例として、最決平 16・11・26 民集 58 巻 8 号 2393 頁、最決平 19・8・23 判時 1985 号 63 頁、最決平 19・11・30 民集 61 巻 8 号 3186 頁、最決平 26・10・29 判時 2247 号 3 頁がある。
 - 7) 小野・前掲注 2) 783 頁。
 - 8) 小野・前掲注 2) 783 頁、山本和彦「文書提出命令の判断準則」『文書提出命令の理論と実務〔第 2 版〕』(民事法研究会、2016 年) 32 頁。
 - 9) 奥博司「文書提出命令⑤—インカメラ手続」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系(3)』(青林書院、1997 年) 215 頁。
 - 10) 金法 2129 号 74 頁コメント。
 - 11) 土谷裕子「判解」最判解民〔平成 18 年〕272 頁。
 - 12) 金判 1574 号 12 頁コメント。
 - 13) 杉原則彦「判解」最判解民〔平成 13 年〕808 頁。
 - 14) 松浦馨ほか編『条解民事訴訟法〔第 2 版〕』(弘文堂、2011 年) 1245 頁 [松浦馨・加藤新太郎]。イン・カメラ手続については慎重な運用をすべきとの見解もある。田原睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」ジュリ 1098 号 (1996 年) 65 頁。
 - 15) 櫻庭信之「代表訴訟における文書提出命令」野村修也＝松井秀樹編『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』(有斐閣、2013 年) 20 頁。
 - 16) 森脇純夫「企業秘密と訴訟審理」新堂幸司ほか編『実務民事訴訟講座(第 3 期)第 4 巻』(日本評論社、2012 年) 204 頁。
 - 17) 最決平 22・4・12 判時 2078 号 3 頁における須藤正彦裁判官の反対意見もこの趣旨であろう。
 - 18) 長谷部由起子『民事訴訟法〔第 3 版〕』(岩波書店、2020 年) 223 頁、伊藤真「イン・カメラ手続の光と影—東京高裁平成 10 年 7 月 16 日決定を素材として」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築 下巻』(有斐閣、2001 年) 206 頁。
 - 19) 金判 1574 号 12 頁コメント。

* 本稿は、科学研究費(基盤研究 C・課題番号 19K01408)の成果の一部である。